

## 「知」の集積と活用の場 産学官連携協議会規約（案）

平成 28 年 4 月〇日制定

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この協議会は、「知」の集積と活用の場 産学官連携協議会（以下「協議会」という。）という。

(趣旨及び目的)

第 2 条 近年、我が国の農林水産・食品産業は、本格的に知識産業化・情報産業化しつつあり、国民が真に豊かさを実感できる社会を構築するため、新しい産業モデルを創出し、「知」として世界に貢献できる時代が到来している。「知」の集積と活用の場は、このような変化を踏まえ、異なる分野の新しい発想や技術を外部から取り込み、これまでにないスピード感をもって、革新的な商品や事業等を生み出し、他者との協創を通じて、加速度的な市場形成を促進するオープンイノベーションの場を提供するものである。

このような認識に立ち、共に行動するという基本的な考え方を踏まえつつ、民間企業、生産者、大学、研究機関、非営利法人等の多様な関係者が集まり、「知」の集積と活用の場産学官連携協議会を設置する。

(事業)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 「知」の集積と活用の場の普及啓発に関する事業
- (2) 「知」の集積と活用の場における産学官の連携の推進に関する事業
- (3) 「知」の集積と活用の場における研究開発の推進に関する事業
- (4) その他協議会が定める事業

## 第 2 章 会員等

(入会)

第 4 条 協議会の会員として入会しようとする者は、協議会が別に定めるところにより申し込むことにより、入会することができる。

(退会)

第 5 条 会員は、協議会が別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退会することができる。

(会員の権利及び義務)

第 6 条 会員は第 3 条に定める事業に参加する権利を有するほか、第 10 条に定める総会に参加し、議決権を行使する権利を有する。なお、会員の議決権はそれぞれ 1 とする。

2 会員は次に定める義務を負う。

- (1) 本協議会の目的を達成するため、本協議会が進める事業への協力
- (2) 本規約その他本協議会の運営に関わる諸規程等又は総会の議決を遵守する

(除名)

第7条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により当該会員を除名することができる。

- (1) 本会則その他の規則に違反したとき。
- (2) 協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第8条 前条の場合ほか、会員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したときは、その資格を喪失する。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第9条 会員が前2条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

### 第3章 総会

(種別)

第10条 協議会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

(開催)

第12条 定時総会は、毎年度1回、毎事業年度終了後4ヶ月以内に開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(召集)

第13条 総会は、会長が招集する。

(議長)

第14条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、副会長のうち、その総会において出席した者の中から議長を選出する。

(決議)

第15条 総会の決議は、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、出席した会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) その他総会で定めた事項

(代理)

第16条 総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として議決権の行使を委任するこ

とができる。

(決議及び報告の省略)

第17条 理事又は会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

2 理事が会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第4章 理事

(理事の設置)

第19条 協議会に、理事2名以上8人以内を置く。

2 理事のうちから、会長1名及び副会長3名以内を定める。

(選任)

第20条 理事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選によって定める。

(設立時理事)

第21条 協議会の設立時の理事は、「知」の集積と活用の中産学官連携協議会（準備会）の理事をもって充てることとする。

(理事の職務権限)

第22条 会長は、協議会を代表し、その業務を執行する。

2 理事は、協議会の業務を執行する。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、協議会の設立時の理事の任期は、平成29年3月31日までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

3 理事は、第19条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(解任)

第24条 理事は、総会の議決によって解任することができる。

(報酬)

第25条 理事は、無報酬とする。

## 第5章 事務局

(事務局)

第26条 協議会の事務局は、農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室(以下「産学連携室」という。)に置く。産学連携室は事務局としての事務の一部又は全部を外部の機関に委託することができる。

## 第6章 計算

(事業年度)

第27条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第28条 協議会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、事務局が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

## 第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第29条 本規約は、総会の決議をもって変更することができる。

(解散)

第30条 協議会は次の事由によって解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) その他総会で定める事由

## 第8章 附則

(協議会の活動における情報の取扱い)

第31条 協議会の活動においては、事務局又は連携の場を統括する者から、交流・連携の場に参加する会員に対して、知的財産を含む情報の取扱いの方針について、あらかじめ明示し周知することにより、会員の利益を守りつつ、協議会の趣旨に沿った活発な交流が進められるよう配慮することとする。

- 2 会員の利益を守る観点から、交流・連携の場において秘密情報を扱う場合には、場に参加する会員の了解を得て、覚え書き等を交わすことにより、適切な情報管理を行うこととする。
- 3 その他、本会則に定めのない事項は、法律その他の法令に従う。

(最初の事業年度)

第32条 協議会の設立初年度の事業年度は、協議会の設立(成立)の日から平成29年3

月31日までとする。

(設立時会員)

第33条 設立時の会員は、平成28年4月21日時点の「知」の集積と活用場産学官連携協議会(準備会)の会員とし、名称又は氏名は、次の(又は別表の)とおりとする。

(準備会の解散)

第34条 「知」の集積と活用場産学官連携協議会(準備会)は、協議会の設立をもって解散する。

(その他)

第35条 その他協議会の運営等に必要事項は、会長が別に定める。

(以上)

# 「知」の集積と活用の中 産学官連携協議会組織規則（案）

平成28年4月〇日制定

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、「知」の集積と活用の中 産学官連携協議会規約（以下「規約」という。）第35条の規定に基づいて設置する組織及び事務の分掌を定めることを目的とする。

## 第2章 理事会

（理事会）

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、協議会の業務の執行に関する重要事項を決定する。

（理事会の開催）

第3条 理事会の開催について必要な事項は、会長が別に定める。

## 第3章 運営委員会

（運営委員会）

第4条 運営委員会は、協議会の業務の執行に関し会長から付託された事項について、検討を行い、協議会の活動を実務的に支援する。

2 また、第8条第2項で届出を受け付けた研究開発プラットフォームのプロデューサー人材（又はチーム）及び関係の行政機関等を参集したプロデューサー会議を開催し、研究開発プラットフォームの活動状況について情報を共有するとともに、研究開発プラットフォームの活動がより効果的・効率的に推進されるよう、活動方針や内容について助言を行う。また、届出の受け付けから2年が経過してもなお活動が低調な研究開発プラットフォームに対しては、廃止を求める。ただし、他の研究開発プラットフォームとの統合により、その活動の推進が認められる場合はこの限りではない。

（運営委員会の組織）

第5条 運営委員会には、委員長、副委員長及び運営委員を置くことができる。

2 委員長、副委員長及び運営委員は、理事会が選任する。

3 運営委員会は、10人以内をもって組織する。

4 委員長は、会務を総括する。

5 委員長に事故があるときは、副委員長が職務を代行する。

（運営委員会の開催）

第6条 運営委員会の開催について必要な事項は、会長が別に定める。

## 第4章 部会

（部会の設置）

第7条 協議会は、事業の円滑な実施のため、理事会の決定に基づき、課題毎に部会を設置

することができる。

- 2 部会は、その活動の円滑な推進を図るため、部会に所属する会員により、協議会の事業の範囲内で活動内容を定めることができる。

## 第5章 研究開発プラットフォーム

(研究開発プラットフォームの届出)

- 第8条 協議会の活動を通じて、一定の課題の下で共同して研究開発に取り組むグループ(研究開発プラットフォーム)を形成し、活動しようとする会員は、当該研究開発プラットフォームのプロデューサー人材が、様式第1号により事務局に届け出なければならない。
- 2 事務局は、前項の届出があった場合には、様式に定められた必要事項の内容を確認し、記載内容の不足及び不備がないことを確認の上、届出を受け付ける。
  - 3 事務局は、届出を受け付けた研究開発プラットフォームの名称、構成員、活動内容等について協議会のWebサイトに一覧を公開し、会員に研究開発プラットフォームの設立及び活動情報について情報発信を行う。
  - 4 研究開発プラットフォームは、その届出内容に変更が生じた場合は、速やかにこれを事務局へ報告しなければならない。

(プロデューサー人材の義務)

- 第9条 届出された研究開発プラットフォームのプロデューサー人材は、研究開発プラットフォームがより効果的・効率的に推進されるよう主導する他、以下の事項に対応しなければならない。
- (1) 運営委員会が開催するプロデューサー会議への出席及び研究開発プラットフォームの活動状況の報告
  - (2) 運営委員会及びプロデューサー会議における助言及び指摘への対応
  - (3) 研究開発プラットフォームの活動状況に関する協議会事務局への報告
  - (4) その他、協議会の円滑な運営に必要な事項

(研究開発プラットフォームの廃止)

- 第10条 研究開発プラットフォームが、次のいずれかに該当するに至ったときは、当該研究開発プラットフォームの情報を第8条第3項の一覧から削除することができる。
- (1) 研究開発プラットフォームの代表者から研究開発プラットフォームの解散に係る届出があったとき。
  - (2) 協議会の会則、本組織会則及びその他の規則に違反したとき。
  - (3) 協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (4) その他の届出を破棄すべき正当な事由があるとき。

(以上)

(様式第1号)

研究開発プラットフォーム届出書 (様式イメージ案)

「知」の集積と活用場の産学官連携協議会事務局 御中

〇〇〇〇研究開発プラットフォーム  
プロデューサー人材 (又はチーム)  
研究 太郎 印

研究開発プラットフォームを設立したので、「知」の集積と活用場の産学官連携協議会組織規則第8条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 研究開発プラットフォームの目的

〇〇を商品化するために必要な△△について、研究開発を行うことを目的とする。

2 研究開発プラットフォームの名称

〇〇〇〇研究開発プラットフォーム

3 研究開発プラットフォームのプロデューサー

〇〇〇〇 研究 太郎

4 主たる事務所の所在地

〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番地〇号

5 設立時の会員の名称又は氏名及び住所

- (1) 株式会社〇〇 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番地〇号
- (2) 農業生産法人〇〇 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番地〇号
- (3) 国立大学法人〇〇 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番地〇号
- (4) 国立研究開発法人〇〇 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番地〇号
- .....

6 プラットフォーム管理運営機関及び担当者

株式会社〇〇 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番地〇号  
(担当者) 〇〇 〇〇  
TEL: 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
FAX: 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
e-mail: 〇〇〇〇@〇〇〇. jp

7 主な事業内容

- (1) 〇〇の商品化・事業化を念頭に置いたビジネスモデルの構築
- (2) 〇〇の商品化・事業化のための研究戦略、研究計画の策定
- (3) 〇〇の商品化・事業化に関連する知財情報の調査及び知財戦略の策定



- (4) 研究成果等の情報発信及び新たなプラットフォーム会員の勧誘
- (5) その他「知」の集積と活用の中産学官連携協議会の活動への協力 等

## 8 活動予定期間

平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月

## 9 組織等

### (1) 研究開発プラットフォーム会則

- ・別添のとおり(体制図があれば別途添付)。

### (2) プロデューサーチームの構成及び役割

(構成員の略歴・能力等は様式第1号別添のとおり)

- ① プロデューサー 研究 太郎
    - ・事業総括・マネジメント、予算調達の責任者
  - ② コーディネーター① 調整 太郎
    - ・農業分野を中心とした技術・生産者のコーディネート
  - ③ コーディネーター② 〇〇 〇〇
    - ・〇〇分野の技術の総合調整、不足技術の他社からの調達
  - ④ 研究代表者① 〇〇 〇〇
    - ・〇〇分野の研究開発の統括
  - ⑤ 研究代表者② 〇〇 〇〇
    - ・〇〇分野の研究開発の統括
  - ⑥ 知財マネージャー・弁理士 〇〇 〇〇
    - ・知財マネジメントの助言・指導
- ※ ②から⑥は必要に応じて記載。

## 10 研究開発プラットフォーム設立の経緯

### <ケース1>「知」の集積と活用の中産学官連携協議会の活動を通じて設立された研究開発プラットフォーム

平成〇年〇月〇日

- ・〇〇セミナーに参加。〇〇を〇〇。(詳細は、別紙〇のとおり。)

平成〇年〇月〇日

- ・〇〇ワークショップに参加。〇〇を〇〇。(詳細は、別紙〇のとおり。)

平成〇年〇月〇日

- ・設立時のメンバーで会議を開催。〇〇研究開発プラットフォームの設立を決定。(詳細は、別紙〇のとおり)

### <ケース2>その他のプロジェクト研究等から設立された研究開発プラットフォーム

平成〇年～平成〇年 JST「〇〇〇〇事業」

- ・〇〇〇〇のメンバーにより、〇〇〇〇研究の取組を実施し、〇〇の成果を創出(予算額〇〇百万円)。

平成〇年～平成〇年 NEDO「〇〇〇〇事業」

- ・〇〇〇〇のメンバーにより、〇〇〇〇研究の取組を実施し、〇〇の成果を創出(予算額〇〇百万円)。

平成〇年～平成〇年 農林水産省「〇〇〇〇事業」

- ・〇〇〇〇研究の取組を実施し、〇〇の成果を創出(予算額〇〇百万円)。

(様式第1号別添)

プロデューサー人材（チーム）の略歴及び能力

1. プロデューサー人材（チーム）の略歴・実績	
プロデューサー 研究 太郎	〇〇年〇月 〇〇企業 研究開発部 〇〇年〇月 〇〇企業 統括事業部 ・〇〇の商品化を実現。〇〇億円の売上げを達成。
コーディネーター① 調整 太郎	〇〇年〇月 〇〇企業 研究開発部 〇〇年〇月 〇〇企業 統括事業部 ・〇〇の商品化を実現。〇〇億円の売上げを達成。
コーディネーター② 〇〇 〇〇	〇〇年〇月 . . . . .
研究代表者① 〇〇 〇〇	〇〇年〇月 . . . . .
研究代表者② 〇〇 〇〇	〇〇年〇月 . . . . .
知財コーディネーター ・弁理士 〇〇 〇〇	〇〇年〇月 . . . . .

※コーディネーター①②、研究代表者①②、知財コーディネーター・弁理士の欄は必要に応じて記載

2. プロデューサー人材（チーム）の能力について	
①人的ネットワークと 商品化・事業化の実 績	○ . . . . .
②農林水産・食品産業 に対する理解と意欲	○ . . . . .
③市場・技術・知財等 に関する知見とビジ ネスモデル開発力	○ . . . . .
④研究開発の評価とマ ネジメント力	○ . . . . .
⑤公平・中立性の担保 と地域に縛られない 事業展開	○ . . . . .

# 「知」の集積と活用の中 産学官連携協議会会員規則（案）

平成28年4月〇日制定

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、「知」の集積と活用の中 産学官連携協議会規約（以下「規約」という。）第35条の規定に基づいて会員に関して定めることを目的とする。

（会員の種別）

第2条 協議会の会員は、以下の3種とする。

（1）個人会員

協議会の趣旨・目的に賛同し入会した個人（生産者及び大学、公的研究機関の研究者等）

（2）法人・団体会員

協議会の趣旨・目的に賛同し入会した法人又は団体（個人会員以外の組織及び団体（特別会員を除く））

（3）特別会員

協議会の趣旨・目的に賛同し入会した地方自治体、公設試験場、大学及び研究機関の組織及び団体

## 第2章 入会及び退会等

（入会）

第3条 規約第4条の申込は、協議会に入会申込書（別紙様式1）を提出するものとする。

（退会）

第4条 規約第5条の届出は、協議会に退会届出書（別紙様式2）を提出するものとする。

## 第3章 会費

（会費）

第5条 会員の会費は無料とする。

附則（平成28年4月〇日）

1 第5条の規定は、平成29年4月1日に見直しを検討する。

別紙様式1 略

別紙様式2 略